

佐倉中学校いじめ防止基本方針

（令和7年度 改訂版）

佐倉市立佐倉中学校

佐倉中学校いじめ防止基本方針

目 次

1	はじめに	2
2	基本理念	2
3	いじめの定義	2
4	いじめの態様	2～3
5	佐倉中学校いじめ対策の組織	3～4
6	いじめを起こさせないための未然防止策	4～6
7	いじめを発見したときの早期対応策	6～8
8	重大事態への対処	9～10
9	年間計画	10
10	いじめの相談・通報	11
11	公表，点検，評価	11～12
12	その他（参考資料）	12～13

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持つことが大切です。それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識を持って、いじめに対峙することも大切になります。

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならなりません。

佐倉中学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、保護者、地域が一体となって、連携を取り合い「いじめ」のない学校づくりに邁進する所存です。

2 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての生徒が学校の内外を問わずいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等の対策を行う。

いじめは人として許されない行為である。よって、どの学校でも、どの生徒でも起こりうるという認識のもと、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、組織的・計画的に、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

4 いじめの態様

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であるといわれています。

「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかった、適切な対策がなされなかったことが問題になります。

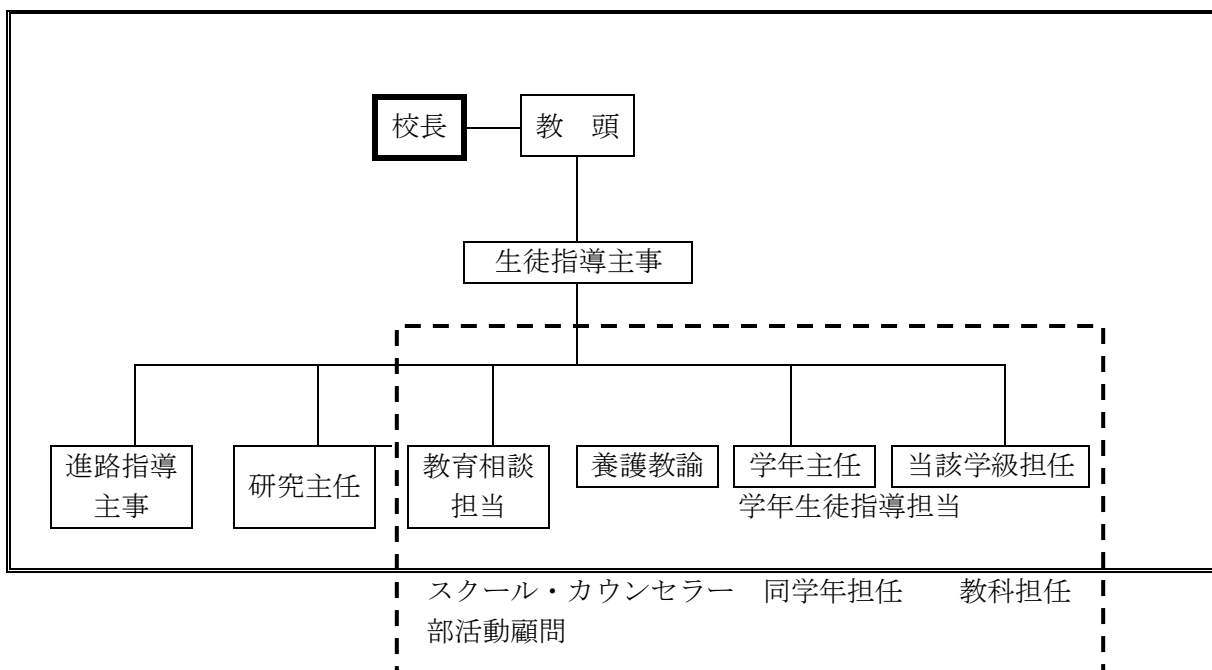
「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすくなる場合があります。よくあるトラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた生徒がやり返したりする場合があります。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを

指導しても解決しないことが多くあります。

具体的には以下のようなことがあげられます。

- ・無視や仲間外れのような、心理的なもの。
- ・暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含む。）
- ・悪口（からかい、冷やかし、脅しなど、いやなことを言われるもの。）
- ・強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理にさせられるもの。）
- ・金品の要求等（お金や物を取られる、あるいは隠される、壊される行為。）
- ・ネットによるいじめ（携帯電話やパソコン、無料通話アプリLINE、メールなどを使い、悪口の書き込み、画像や個人情報を無断で掲載されるもの。）

5 佐倉中学校いじめ対策の組織



①いじめ対策会議

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導担当教員、学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクール・カウンセラー

- ・学期に1回程度開催（4月、10月、3月の年3回）
- ・学校いじめ基本方針の策定の中心組織。
- ・具体的な年間計画等の作成、見直し。
- ・いじめの相談、通報窓口
- ・学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック。

②生徒指導部会議

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー

- ・1週間に1回開催する。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録。

- ・来週の重点事項の確認等
- ・いじめ相談窓口としての役割
- ・学校支援アドバイザーによる学区児童の情報や問題行動などに関わる情報の収集、及び小中連携。

③いじめに関わる情報があつたときの緊急会議

校長，教頭，生徒指導主事，生徒指導担当教員，養護教諭，
関係学年主任，担任，関係部活動顧問，スクール・カウンセラー

- ・いじめ情報があつた場合に招集する。
- ・情報の収集と記録。
- ・具体的な対応策と情報の共有

6 いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細かな指導と支援です。学校職員が一丸となって、すべての子どもたちの長所を発見しながら、存在感が発揮できる教育活動を実践していきます。また、生徒に対する教師の受容的、共感的な態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりを行います。

教師の姿勢としては、差別的な発言や生徒を傷つける発言、体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識を持ち、温かい人間関係づくりに心がけていきます。

（１）啓発活動について

①生徒

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との啓発を、年間を通じて行う。
- ・教育活動を通して、見て見ぬふりをしない生徒の育成をする。
- ・学校全体で暴力や暴言を排除するため、学級活動や学年集会、全校集会を利用し、周知する。
- ・次の様態はいじめであることを周知する。
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う
仲間はずれ、集団による無視
わざとぶつかったり叩いたり蹴ったりする（軽重に関係なく）
金品をたかる、隠す、盗む、壊す、捨てる
嫌なこと、恥ずかしいこと危険なことをさせる
パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをする

②保護者

- ・年度当初より、いじめ問題に対する学校の認識や、対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行います。
- ・学校便りや学年便りを通しての啓発活動を行います。
- ・家庭教育学級を通しての啓発活動を行います。

③地域，その他

- ・学校だよりや学校ホームページを通じて，学校や家庭での未然防止や早期発見等の取組について紹介する。
- ・学校だよりや学校ホームページを通じて，学校以外におけるいじめの疑いのある場合の通報等の協力をお願いする。

（２）教職員について

①日常の留意事項

- ・教職員が最大の教育環境であることの自覚を持つ。
- ・全ての生徒を公平に，愛情を持って接するように心がける。
- ・教職員と子どもの間での呼称や話し言葉に敏感になる。

②研修

- ・校内研修計画に，いじめに関する次の内容を位置づける。
（ 未然防止 早期発見 教育相談 情報モラル ）

③不祥事防止

- ・教職員の不適切な発言（差別的発言や生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長する可能性があることを認識して指導にあたる。
- ・校長，教頭は，部活動中の生徒の様子について適宜巡回し，把握する。

（３）学習指導全般について

- ・年度当初の校内研修で，共通する授業規律等について共通理解する。
- ・各教科部会において，生徒指導の機能を生かした「わかる授業」について共通理解する。
- ・各教科部会において，一人一人の自己存在感を持たせる場面や自己決定の場面を与えるなどの工夫について協議し，実践する。
- ・言語活動充実の視点からも，仲間と共に協力して学習する場面などを，学習内容に応じて適切に設定する。

（４）道徳教育等について

①道徳授業について

- ・県道徳教育推進のための基本的な方針に則り，「『いのち』のつながりと輝き」を主題とした４つの視点に基づいて，年間指導計画の見直しを行う。
- ・県で作成した道徳教育映像教材を積極的に活用する。
- ・情報モラル等の視点を踏まえた授業を年間計画に位置づける。
- ・道徳の授業の確実な実施を図る。

②いのちを大切にするキャンペーン

- ・各教科，領域において，年間計画に位置づけて実施する。
- ・実施した内容等は，キャンペーン担当者へ報告する。

③豊かな人間関係づくりプログラムについて

- ・特別活動の年間計画に位置づけて実施する。

④情報モラル指導について

- ・技術・家庭科の年間計画に位置づけて実施する。
- ・外部から講師を招聘し，講演会等を実施する。

（５）生徒会，評議会活動等について

①生徒会活動

- ・生徒会活動により，いじめ防止を訴え，解決を図れるような，自治的な活動に取り組みます。
- ・生徒会「佐倉中 いじめ撲滅宣言」を受けて，「いじめは人間として絶対に許さない」という毅然とした態度で，全校体制で未然防止を図るとともに，早期発見，早期解決に努めます。

（６）部活動，その他の活動について

①部活動等指導

- ・教育活動の一環であることを全職員が共通理解して指導にあたる。
- ・生徒同士の思いやりのある人間関係づくりの視点を持って指導にあたる。
- ・年度当初の顧問会議において，時期に応じた指導の狙いを明確にすることや指導にあたっの共通ルールを確認する。
- ・勝利至上主義の指導等により，生徒に不要なストレスを与えることがないように十分留意して指導にあたる。
- ・部長会や委員会活動等において，円滑な人間関係が築けているかを教職員が把握し，指導，支援にあたる。
- ・校内行事等の準備活動では，生徒のよりよい人間関係づくりの視点を持って指導にあたる。

（７）相談体制の整備

- ・教育相談により，生徒の悩みや変化に，早く気づく体制を整える。
- ・定期的な教育相談を，学期ごとに１回（５月，１１月，１月）年間３回行う。
- ・教育相談アンケートを，教育相談前に実施する。（５月，１１月，１月）年間３回行う。
- ・常設の「相談箱」といつでもオンラインで相談できる「なんでも相談箱」を設置し，子供からの情報に速やかに対応する。
- ・生徒が希望したときには，いつでも面談ができる体制を整える。
- ・スクール・カウンセラーや教育相談担当職員を生徒や保護者に周知する。

（８）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・情報機器の持つ危険性や，その使われ方を知ってもらい，問題の解決にあたる。
- ・保護者にも協力してもらい，互いに連携しながら指導にあたる。
- ・外部から講師を招き，生徒指導講演会（情報モラル教室）の実施を行う。（１１月）
- ・悪質な内容を含む場合は，警察に相談する。

７ いじめを発見したときの早期対応策

いじめ問題解消のためには，いじめを早期に発見することも重要となります。全ての大人が連携し，生徒のささいな変化に気付くことが，早期発見につながります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。ささいな兆候であっても，早い段階からの的確に関わりを持ち，積極的にいじめを認知することが必要です。いじめがあることが確認された場合，直ちに，いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の

安全を確保し、組織的に対応していきます。

（１）事実の確認

①いじめの情報に敏感に対応します。

- ・ 日頃から、生徒の行動を注意深く見守ります。
- ・ 生活ノートから気になることを発見します。
- ・ 生徒や保護者からの情報を大切にします。
- ・ 他の教職員からの情報を共有しあいます。
- ・ 相談箱、オンライン相談箱を設置し、いじめを受けている本人や第三者からの情報を大切にします。

②事実の確認を正確に行います。

- ・ いじめの情報を確認したら、生徒指導部会を中心に複数の職員で組織的に対応します。
- ・ 当該生徒、関わりのある生徒、全ての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します。
- ・ 具体的な情報を、詳しく整理して記録します（時系列、生徒別等）。
- ・ 確認したことをもとに、事実を確定します。

③指導方針を決定します。

- ・ いじめの状況、生徒の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、いじめ対策委員会で指導方針を迅速に検討します。
- ・ 教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

（２）いじめを受けた生徒、保護者への支援

①事実関係を確実に伝えます。

- ・ 事実確認で把握した状況を、ていねいに説明します。
- ・ 学校の指導方針（過程）を説明し協力を依頼します。
- ・ 状況に応じて、カウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたります。

②いかなる理由があっても、いじめられた子どもを守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・ 「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去します。
- ・ 複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保します。
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくります。
- ・ いつでも相談できる体制を作ります。

（３）いじめを行った生徒への指導

①行った行為については、毅然とした指導をします。

- ・ 行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させます。
- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・ 生徒間、保護者間で謝罪の場をもち、相互に気持ちを伝え、理解し、今後の良い人間関係の構築につながる支援をします。
- ・ 自分を省みないこと、繰り返し行う場合などは、出席停止や警察との連携による措置も含

め、毅然とした対応をします。

②いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせます。

- ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたります。
- ・被害生徒の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせます。
- ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
- ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせます。

(4) いじめを行った保護者への助言

①問題解決に向けて、協力をお願いします。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡します。
- ・加害生徒同席で、事実関係の確認を行います。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行います。

②よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。

- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。

③自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。

- ・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応することを伝えます。

(5) 継続的な見守り、指導、助言活動

表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続します。

- ・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援します。継続指導は、3カ月を目安に見守りをします。（被害者、加害者とも）
- ・被害生徒には、教員が定期的に声をかけて、小さな変化を見逃さない配慮を継続します。

(6) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

躊躇せず、関係機関に相談し、連携のもと指導にあたります

- ・生徒の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報します。
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡します。

8 重大事態への対処

重大事態とは、「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」「児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」があることです。

○生徒が自殺を企図した場合

○身体に重大な被害を負った場合

- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合を想定しています。

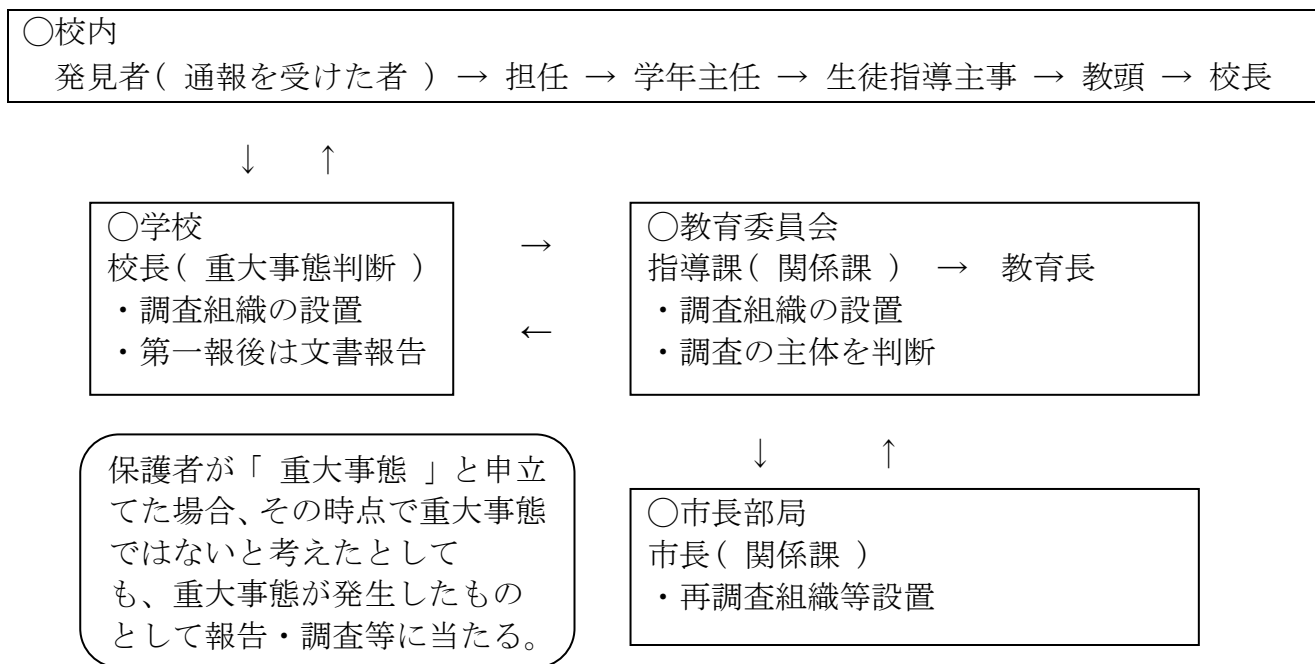
(1) 事実関係を明確にするための調査

- ・調査は「いじめに関わる情報があつたときの緊急会議」のメンバーで行います。
- ・重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。
- ・重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。（客観的な事実関係を速やかに調査します。）
- ・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とします。

(2) 調査に関わるいじめを受けた生徒・保護者への必要な情報の提供

- ・調査の結果については、丁寧に説明します。
- ・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。

(3) 校内及び判断後の報告・連絡体制について



(4) 対処について

① 学校が調査の主体の場合

- ・学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ・記録（事実、調査結果、組織での協議や保護者への情報提供、生徒への指導等対応事項）を確実に残す。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査にあたっては、いじめを受けた生徒の保護者等への情報提供をする旨を、在校生とその保護者に説明してから実施する。
- ・調査主体に不都合なことがあつたとしても事実と向き合う。

- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報提供する。
 - ・調査結果を教育委員会に報告（教育委員会から市長へ報告）する。
 - ・調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。
- ※いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、被害生徒の保護者の要望意見を十分に聴取し、迅速に協議し、調査に着手する。なお、いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）」を参考にする。

②教育委員会が調査の主体の場合

- ・教育委員会の調査組織が直接調査する。
- ・学校は情報提供等に協力する。

9 年間計画

月	主な行事	生活指導の重点課題	不登校対策
4月	入学式 新入生歓迎会 検診等保健行事	明るいまえさつ・返事 身だしなみ・時間のけじめ 学校生活のリズム（読書の時間等）を軌道に乗せる	人間関係づくり
5月	生徒総会 教育相談 校外学習・修学旅行	清掃活動・委員会活動・係活動の充実 教育相談期間の設定 授業の受け方のルールの徹底	教育相談期間 長欠報告
6月	中間テスト	衣替えにかかわる身だしなみ指導の徹底 部活動の充実・放課後、校外での生活指導の充実 保健衛生指導（食中毒や汗の不始末による病気予防）	チャンス相談 長欠報告
7月	郡・県総合体育大会 三者面談	テスト後の学習・生活意欲を継続させる 1学期の学校生活の反省 夏季休業中の生活計画と生活指導	不登校生徒保護者懇談会 長欠報告
8月	PTA除草作業？ 期末テスト	問題傾向生徒とのコンタクト（問題発生予防） 不登校生徒とのコンタクト（2学期登校への支援） 校外指導の充実	不登校生徒へのアプローチ
9月	避難訓練	マイナス方向の変化のあった生徒への指導 2学期の生活・学習を早期に軌道に乗せる 学級団結力の向上（運動会）	学期始めの登校支援 長欠報告
10月	生徒会役員選挙 郡新人大会 桜陵祭 市祭礼 市リレー大会	衣替えにかかわる身だしなみ指導の徹底 学級団結力の向上（桜陵祭） 校外指導の充実（佐倉市祭礼・下校指導等）	不登校対策研修会 長欠報告
11月	3年進路相談 中間テスト 県新人大会	防寒着についての規定を守らせる 教育相談期間の設定 授業・学習への取り組みの充実	教育相談期間 長欠報告
12月	三者面談	テスト後の学習・生活意欲を充実させる 2学期の学校生活の反省 冬季休業中の生活計画と生活指導	不登校生徒保護者懇談会（適宜） 長欠報告
1月	私立校入試 新入生保護者説明会	マイナス方向の変化のあった生徒への指導 3学期の生活・学習を早期に軌道に乗せる 健康管理・健康増進の指導の強化	学期始めの登校支援 長欠報告
2月	公立前期試験・後期試験 1・2年期末テスト 学年末テスト	学級団結力の向上（学級ボランティア活動） 学習への取り組みの向上（各種テスト・入試） 健康管理・健康増進の指導の強化 教育相談期間の設定	長欠報告 教育相談期間
3月	1・2年各種テスト 予餞会 卒業式	式典の取り組み方の指導 3年卒業後の基本的生活習慣指導の徹底	不登校・いじめの調査、報告

	新入生1日体験入学 修了式	1年間の学校生活の反省と進級への心構えづくり	年間の反省
--	------------------	------------------------	-------

10 いじめの相談・通報について

(1) 日常の相談・通報について

①学校

- ・全教職員が相談窓口である。
- ・相談、通報してきた生徒には、仕事の手を止めて誠実に対応することを心がける。

②学校以外

[おもな相談窓口(緊急)] 最終Pに別添資料あり。

機 関 名	電話	相談方法・受付時間・その他
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	いじめ相談 24時間電話受付
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間電話受付
中央児童相談所	043-252-1152	緊急相談は24時間受付
千葉県精神科医療センター	043-276-3188	救急

[おもな相談窓口(一般)]

機 関 名	電話	相談方法・受付時間・その他
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	電話(月～金) 9:00 ～ 21:00 面接(月～金) 9:00 ～ 17:00 要予約
中央児童相談所	043-252-1152	電話 8:30 ～ 20:00
千葉県警察少年センター	0120-783-497	電話・面接(月～金) 8:30 ～ 17:15
チャイルドライン千葉	0120-99-7777	電話(月～土) 16:00 ～ 21:00 NPO
子ども人権110番 (法務省人権擁護局)	0120-007-110	電話(月～金) 8:30 ～ 17:15 子ども専用SOS E-mail 有り

[おもな連携機関]

機 関 名	電話	その他
佐倉市教育委員会指導課	043-484-6185	
佐倉市教育センター	043-486-2400	
佐倉市児童青少年課	043-484-6263	
佐倉警察署	043-484-0110	
千葉県教育庁北総教育事務所	043-483-1147	
千葉県中央児童相談所	043-253-4101	

(2) 相談・通報に関する指導について

- ・年度当初の全校集会、学年集会、学級活動において、相談することや通報することは適切な行為であることを周知する。

11 公表、点検、評価について

(1) 公表について

- ①学校ホームページへ本基本方針概要を公表
- ②年度当初「学校だより」等への公表の掲載

（２）点検について

設置した組織において、いじめに関する調査・分析を行い、本基本方針に基づいて対応しているか点検する。

①「学校いじめ防止基本方針」策定状況調査（教育委員会）

- ・策定における教職員のかかわり等について

②「学校いじめ防止基本方針」運用状況調査（教育委員会）

- ・運用状況について

（３）評価について

①学校評価

- ・いじめの防止等に関する質問を加えて実施する。

②学校評議員会

- ・本基本方針運用状況について意見聴取する。

③教育委員会報告

- ・評価内容を市教委へ報告する。

（４）改訂について

本基本方針は、国や県、市の基本方針との整合性を図り、いじめ防止等のためにより実効的に取り組めるよう、年度ごとに見直しを行い、必要に応じて改訂する。

１２ その他（参考資料）

（１）いじめに関する資料

[国]

- ・いじめ防止対策推進法の公布について（通知）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm

- ・いじめ防止基本方針の策定について（通知）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1340464.htm

- ・「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」の策定

http://www.mext.go.jp/a_menu/shienshitsu/1325363.htm

- ・早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1335366.htm

- ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談

- ・通報について（通知）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1327861.htm

- ・学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集（教育委員会等向け）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/081_1/houkoku/1325771.htm

- ・生徒指導リーフ（国立教育政策研究所）

「いじめのない学校づくり」「いじめアンケート」「いじめの未然防止Ⅰ」

「いじめの未然防止Ⅱ」「いじめと暴力」「いじめの認知件数」

「学校と警察等との連携」

<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html#leaves-series>

- ・ いじめ問題に関する取組事例集(平成19年2月国立教育政策研究所)
<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/ijime-07/zentai00.pdf>
- ・ 生徒指導提要(平成22年3月文部科学省)
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/1294538.htm
- ・ 教師が知っておきたい子どもの自殺予防(平成21年3月文部科学省)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm
- ・ 児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針
(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)

[県]

- ・ 千葉県におけるいじめ問題への取組の総点検と指導体制の更なる充実に向けた取組について(教育振興部指導課)
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/seitoshidou/ijimemondai/torikumi.html>
- ・ 「いのちを大切にするキャンペーン」実践事例集(教育振興部指導課)
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/doutoku/campaign.html>
- ・ 千葉教育平成25年9月号「特集今いじめを考える」

(2) Internet いじめに関するホームページ

- ・ 警察庁サイバー犯罪対策HP
- ・ e-ネットキャラバン
- ・ NTT 東日本ホームページ「ネット安全教室」
- ・ 財団法人インターネット協会「インターネットを利用するためのルールとマナー集」
(こどもばん)
- ・ 情報モラル指導のための実践事例

(教育振興部指導課)

[市]

- ・ 佐倉市いじめ防止基本方針(平成27年12月)